

令和4年度

施設評価調書

施設の名称……中央公民館

所管担当課……教育委員会生涯学習課

令和4年7月

令和4年度	施設名(愛称名)	下田市立中央公民館	番号	26
-------	----------	-----------	----	----

設置目的の達成度

1 計画(Plan)と実績(Do)

設置目的	社会教育法第20条の目的を達成するため 第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。					
運営事業名	R2年値	R3年目標値	R3年実績値	対前年比	目標達成率	評価
① 公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	0人	40人	0人	0%	0%	E
② 公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	15,998人	17,600人	16,395人	102.48%	93.15%	B
設置目的に対する総合評価						D
目的達成度の 評価基準	① 参加者数*実施数(複数講座がある場合は全講座の合計) ② 利用者合計人数 評価: 目標達成率 A100%以上、B100%未満80%以上、C80%未満60%以上、D60%未満40%以上、E40%未満					

2 現状分析(Check)

運営事業の 意義と現状	① 市の厳しい財政状況の中、限られた予算内で公民館講座を企画している。東京大学樹芸研究所との共催での講座も好評であり、平成29年度より始めた自然講座についても、継続し開催する予定。 ② 公民館の総利用者数については、利用者数が前年度比397名増加となった。
上記の原因	① 新型コロナウイルスの影響により、講座の開催を見合わせたため、0人となった。 ② 新型コロナウイルスの影響により、7/26~9/30まで臨時休館があったが、開館時の利用者数は増加したため、全体の利用者数も増加した。

3 次年度以降への改善点(Action)

具体的な 改善方策	・公民館講座の周知・広報を強化し、公民館活動の情報提供・啓発に取り組み、公民館活動の活性化を図る。 ・利用者や受講者へのアンケートから、市民ニーズを把握し、今後の在り方、市の方向性を見出ししていきたい。 ・講師不足が課題であり、講師を担える人材の発掘、育成に取り組んでいきたい。		
R4年度運営 事業と目標値	運営事業名	R4年度目標値	備考
	① 公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	80人	開催予定講座(3講座) 総定員数
	② 公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	18,100人	前年度+10% 16,395*1.10≒18,100人

※参考 前年度までの運営事業の実績値と評価

運営事業名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
総合評価	A	B	A	A	B	C	E
①公民館活動推進 事業 (講座企画運営事業)	A	A	A	A	B	C	E
	132人	65人	63人	69人	79人	53人	0人
②公民館活動推進 事業 (会議室貸出事業)	A	C	B	A	B	B	C
	21,074人	15,103人	14,851人	22,790人	21,995人	20,539人	15,998人

令和4年度

施設名(愛称名)	下田市立中央公民館
----------	-----------

番号	26
----	----

効 率 性

1 計画(Plan)と実績(Do)

効率性指標		R2年度値	R3年目標値	R3年実績値	対前年比	目標達成率
①利用単位 当たり経費	A 施設総利用者数等	15,998 人	17,600 人	16,395 人	102.48%	93.15%
	B 年間経費 (除く収入) 経費+市職人件費	2,677,552 円	50,430,645 円	7,209,795 円	269.27%	699.47%
	B/A	167 円/人	440 円/人	440 円/人	263.47%	100.00%
③ 光熱水費		600,501 円	570,000 円	626,693 円	104.36%	90.95%
③ 消耗品費		105,975 円	106,000 円	154,150 円	145.46%	68.76%
効率性指標の考え方等		A 利用者数：公民館利用者人数 B 年間経費：市の経費総額と事務に係る人件費（職員人件費÷職員数）*1/40 人工				

2 現状分析(Check)

効 率 性 の 現 状	施設総利用者数は前年度比で 397 名増加した。年間経費は前年度比で、約 169%増加した。光熱水費は前年比で約 4%増加、消耗品は約 45%の増加となっている。 利用者数は増加したが、年間経費の増加により一人当たりの経費も増加した。
----------------	--

3 次年度以降への改善点(Action)

具 体 的 な 改 善 方 策	光熱水費の削減に向け、節電・節約に取り組み、利用者への声掛け等の協力依頼や掲示物等により節電・節約の周知徹底を図る。		
R4年度効率性 の 目 標 値	①利用単位当たり経費 B/A	440 円/人	前年度実績維持 440 円/人
	②光熱水費	595,400 円	前年度実績の 5%削減 626,693*0.95 = 595,400 円
	③消耗品費	154,000 円	前年度実績維持 154,150 円 = 154,000 円

※参考 前年度までの効率性指標

効率性指標		H30年度決算	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算
①利用単位当 たり 経費	目標値(人)	22,800 人	24,200 人	22,600 人	17,600 人
	A実績値	21,995 人	20,539 人	15,998 人	16,395 人
	B実績値	6,246,670 円	6,000,741 円	2,677,552 円	7,209,795 円
	B/A	284 円/人	292 円/人	167 円/人	440 円/人
	対前年比 (B/A)	191.89%	102.82%	57.19%	263.47%
	目標達成率(人)	96.47%	84.87%	70.79%	93.15%
② 光熱水費	目標値	696,000 円	768,000 円	700,000 円	570,000 円
	実績値	808,355 円	736,063 円	600,501 円	626,693 円
	対前年比	110.33%	91.06%	81.58%	104.36%
	目標達成率	86.10%	104.33%	116.57%	91.03%
③ 消耗品費	目標値	131,000 円	125,000 円	122,000 円	106,000 円
	実績値	125,950 円	122,100 円	105,975 円	154,150 円
	対前年比	95.47%	96.94%	86.79%	145.46%
	目標達成率	104.01%	102.38%	115.12%	68.76%

令和4年度

施設名（愛称名）	下田市立中央公民館
----------	-----------

番号	26
----	----

4 その他の指標

受益者負担 の適正性	区 分	説 明	単 位	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
	①有料部分の 年間経費	使用料等を徴収する部分 の年間経費	円	6,000,741	2,677,552	7,209,795
	②受益者負担 額	施設の本来の目的による 使用料等の年間総額	円	769,940	723,720	650,640
	③受益者負担 比率	②÷①	%	12.83	27.03	9.02
	④補正受益者 負担額	減免者より正規の料金を 徴収したと仮定した場合 の受益者負担額	円	2,781,510	2,504,690	2,668,990
	⑤補正受益者 負担比率	④÷①	%	46.35	93.54	37.01

運営に掛 かる税負 担 (市民負担)	年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度(予算)
	人口（4月1日：人）		21,492	21,080	20,734	20,287
	人口1人あ たり（円/ 人）	運営経費（収入除く）	279	127	348	—
		年間総経費	393	246	472	—

令和4年度

施設名（愛称名） 下田市立中央公民館

番号 26

管理運営上のその他評価項目

当該施設の必要性 廃止、休止等の可能性 施設の設置目的変更の可能性	市の総合計画における公民館統廃合事業として、市内3公民館（稲生沢公民館・朝日公民館）の中央公民館1館への統廃合を進めており、中央公民館は、将来的に下田市の実情に見合う生涯学習施設の拠点として存続させるものである。
民間による管理運営の可能性 今後の管理運営主体の見込み 行政関与の妥当性	社会教育法に基づく公民館として、行政関与は妥当である。また、建物の規模、老朽化・劣化も著しく修繕の必要度が高く修繕費がかさむ中で、利益を追求しないという施設の性質からも、民間による管理運営は難しい。貸館窓口業務については、教育委員会の新市役所庁舎への移転も踏まえ、検討を進めていく。
施設の管理運営と経費の妥当性	建物の老朽化・劣化が著しく、修繕の必要度が年々増す中で、市の厳しい財政状況の中、可能な限り、必要最低限、使用に耐え得るまでに修繕を施し運営している状況にある。また、備品の劣化等利用者に不便をきたしている中で、緊急を要するものから順に対応し、必要最低限の経費で運営している状況にある。
施設の性質や実費経費からみた 受益者負担の妥当性	施設の性質上、受益者負担の原則から、維持管理費に見合う使用料収入を見込んだ受益者負担を使用者に求めることは難しい。 しかし、施設の老朽化も進んでおり、必要経費が増加することが予想されるため、施設に見合った適正な受益者負担を検討する必要がある。
その他の管理運営上の課題	施設の老朽化・劣化が著しく、今後大規模な改修が必要である。統廃合により将来的に市の生涯学習施設の拠点として、中央公民館としての在り方、果たすべき役割について検討し、実践していくことが課題である。
【参考】 市内や賀茂郡内の類似施設の管理運営状況等	県中東部内では、公民館廃止、代替施設として生涯学習センターの設置・整備等が顕著である。県西部地域は社会教育法による公民館を設置している自治体が多いが、県中東部内で見ると当市は公民館設置が多いといえる。

令和3年度 実施運営事業内容

運営事業名	事業内容	次年度に向けての改善事項
① 公民館活動推進事業 (講座企画運営事業)	新型コロナウイルスの影響で、本年度は講座を行わなかった。	市民ニーズを反映した幅広い対象の講座を企画し、講座の募集から実施後の報告や広報活動等の情報発信を強化することで、受講者のみでなく、社会教育関係団体、ボランティア活動団体等の公民館活動の啓発や活動の活性化を図り、公民館活動を地域に広げる。
② 公民館活動推進事業 (会議室貸出事業)	1,638回、16,395人の利用があった。	

令和4年度

施設名(愛称名) 下田市立中央公民館

番号 26

施設の概要

1 施設名(愛称名)	下田市立中央公民館		2 担当課 担当係	生涯学習課 社会教育係					
3 所在地	下田市4丁目6番16号		4 設置年月	昭和30年					
5 総合計画の 位置付け	基本計画の分野	分野2 子育て・教育							
	施策体系	施策4 生涯学習体制の充実							
6 設置目的	社会教育法第20条の目的を達成するため 第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。								
7 設置根拠	下田市立公民館設置管理条例								
8 施設の概要	施設の概要	敷地面積 1,453.71 m ² 建物面積 延床面積 1117.69 m ² 1F 555.2 m ² 2F 562.69 m ² 構造 鉄筋コンクリート2階建て							
		多目的ホール兼大会議室 中会議室・小会議室・和室・調理室							
	実施事業の概要	・中央公民館講座の実施 ・その他「社会教育法第22条(公民館の事業)」に基づくもの							
	料金体系	料金区分	会議室等使用料 多目的ホール兼大会議室・中会議室・小会議室・和室・調理室						
			主な料金	名称	午前(9:00~12:00)		昼間(13:00~17:00)		夜間(18:00~21:00)
				普通	入場料	普通	入場料	普通	入場料
		多目的ホール兼大会議室		2,100円	4,200円	2,100円	4,200円	3,140円	6,280円
		中会議室		1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	2,100円	4,200円
		小会議室		1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	2,100円	4,200円
	和室	1,050円	2,100円	1,050円	2,100円	2,100円	4,200円		
調理室	2,100円	-	2,100円	-	3,140円	-			
減免内容	(使用料の免除) 第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、別表に定める使用料を減免することができる。 (1) 市の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。(全額) (2) 公共的団体の主催で法第20条の目的に基づき住民のために使用するとき、又は市内の保育所、幼稚園若しくは小・中学校の主催で、園児、児童、若しくは生徒の教育のために使用するとき。(全額) (3) 公立小・中学校(市内の公立小・中学校を除く。)若しくは公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき、又は委員会が認めた社会教育関係団体の主催で、その目的が当該団体の設立目的のために使用するとき。(5割減額) (4) 国の機関又は地方公共団体の主催で、その目的が公共のために使用するとき。(3割減額) (5) 全各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。(3割減額)								
	利用料金制度	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無							
施設運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接運営								
	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 →	指定管理者							
	<input type="checkbox"/> 一部委託 →	委託内容							
直接従事職員	下田市職員数 館長 1名(生涯学習課長兼任)								
9 市内の	下田市所有	他2公民館(社会教育法の規定による施設)							

令和4年度

施設名(愛称名) 下田市立中央公民館

番号 26

類似施設	民間所有	地区集会所等(自治会管理の地域コミュニティ施設)					
10 取得費等の情報 (単位:円)	取得費及び財源内訳		令和3年度末残高		(備考) 減価償却の方法 ・旧定額法 ・残存価1円 ・新設翌年度から償却 ・耐用年数50年 ・建物経過年数33年		
	土地取得費		土地残高				
	建物取得費	181,059千円	建物減価償却後残高	71,065千円			
	財源内訳	181,059千円					
	国・県支出金						
	市債		市債残高	0			
	一般財源						
	寄附金等						
	物品(*万円以上)		物品減価償却後残高				
	※中央公民館は県で保健所として使用していたものを、市で譲受け公民館として使用しているが、県より譲渡された当初の資料の所在が不明なため土地取得費等は不明。						
11 年間経費等推移 (単位:円)	区 分		R2年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度予算 (3公民館)	
	収入		818,170	761,190	679,900	1,232,000	
	収入合計		813,170	761,190	679,900	1,232,000	
	支出	1節 報酬	0	0	0	16,000	
		(7節 賃金)	424,700	35,400	0	0	
		7節 報償費	10,000	0	0	52,000	
		8節 旅費	0	0	0	14,000	
		10節 需用費	2,257,335	1,763,997	1,270,411	2,857,000	
		消耗品費	122,100	105,975	154,150	252,000	
		印刷製本費	4,986	4,791	8,333	25,000	
		光熱水費	703,912	600,501	626,693	2,200,000	
		下水道費	32,151	18,183	15,846	72,000	
		燃料費	3,000	3,187	3,334	10,000	
		修繕料	1,391,186	1,031,360	462,055	300,000	
		11節 役員費	93,376	93,545	61,242	298,000	
		12節 委託料	321,915	404,568	946,973	2,702,000	
		13節 使用料	208,793	209,404	208,890	223,000	
		14節 工事請負費	2,523,400	0	4,560,000	0	
		17節 備品購入費	0	0	0	0	
		18節 負担金	0	0	0	0	
	22節 償還金利息及び割引料	0	0	0	0		
	支出合計		5,839,519	2,506,914	7,047,516	6,162,000	
	支出収入差引(支出-収入)		5,026,349	1,745,724	6,367,616	4,930,000	
	減価償却費		3,259,062	3,259,062	3,259,062	3,259,062	
	市債利息		0	0	0	0	
職員人件費		161,222	170,638	162,279	135,942		
下田市負担年間総経費		8,446,633	5,175,424	9,793,957	8,325,004		
備考	○ 人件費は、1公民館を1/40人工として、職員人件費平均から算出したもの ○ 事務に係る市職人件費=(職員人件費÷職員数)×1/40人工×公民館数						
12 施設利用状況等の推移	利用状況	利用年度	R元年度決算	R2年度決算	R3年度決算	R4年度予算 (3公民館)	
		利用者数	市内	20,539人	15,998人	16,395人	32,000人(見込)
			市外		人	人	人

令和4年度

施設名（愛称名） 下田市立中央公民館

番号 26

		合 計	20,539 人	15,998 人	16,395 人	32,000 人（見込）
		参考：利用単位 当たり市負担額	411.25 円/人	323.50 円/人	597.37 円/人	260.16 円/人
	算出方法：11 欄の「下田市負担年間総経費」÷利用者数					
	休館日	祝日、12/29 から 1/3 まで				
使用 時間	午前9時から午後9時まで					